二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和四十七年七月二十五日農林省告示第千二百九十八号、昭和六十年五月二日農林水産省告示第六百五十八号、昭和六十二年九月二十五日農林水産省告示第千二百八十四号、昭和六十三年七月十九日農林水産省告示第千五十七号、平成二年四月十一日農林水産省告示第五百五十二号、平成三年三月五日農林水産省告示第二百八十号、平成八年八月五日農林水産省告示第千百八十七号、平成八年十一月六日農林水産省告示第千七百四十二号、平成九年一月九日農林水産省告示第四十六号、平成九年五月二日農林水産省告示第七百八号、平成九年五月七日農林水産省告示第七百四十号、平成九年六月二十六日農林水産省告示第九百九十九号、平成十年四月二十一日農林水産省告示第六百八十号、平成十一年二月二十二日農林水産省告示第三百五号、平成十二年四月十四日農林水産省告示第五百九十九号、平成十二年六月七日農林水産省告示第七百八十八号、平成十二年十一月十五日農林水産省告示第千四百二十一号、平成十二年十二月四日農林水産省告示第千四百九十二号、平成十四年三月二十二日農林水産省告示第八百五十一号

二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十五年四月三十日農林水産省告示第六百八号、昭和五十四年十二月二十七日農林水産省告示第千八百七十四号、昭和五十四年七月二十八日農林水産省告示第千百九号、昭和五十四年十一月十三日農林水産省告示第千五百七十九号、昭和五十四年七月二十八日農林水産省告示第千百八号

二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十五年八月二十六日農林水産省告示第千二百六十九号、昭和四十五年十一月二十四日農林省告示第千七百二十四号（二、三、五及び六に係るものに限る。）、昭和五十四年七月二十八日農林水産省告示第千百七号

二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十五年十月四日農林水産省告示第千三百八十二号、昭和五十五年十月四日農林水産省告示第千三百八十一号、昭和五十五年八月二日農林水産省告示第千百七十号、昭和五十六年六月四日農林水産省告示第八百五十七号、昭和五十一年九月二十七日農林省告示第八百七十一号、昭和四十九年十一月十九日農林省告示第千百四号、昭和四十八年十月十八日農林省告示第千九百二十一号

二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十六年十一月二十四日農林水産省告示第千八百十号、昭和五十五年八月十四日農林水産省告示第千二百十六号、昭和五十五年一月二十六日農林水産省告示第七十九号、昭和五十四年十二月二十七日農林水産省告示第千八百七十三号、昭和五十四年十一月十三日農林水産省告示第千五百八十号、昭和五十四年七月十七日農林水産省告示第千三十三号、昭和五十四年七月九日農林水産省告示第九百五十九号

二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十四年六月二十五日農林水産省告示第八百八十七号、昭和五十四年六月二十五日農林水産省告示第千八百十一号、昭和五十二年十月十九日農林省告示第千五十九号、昭和四十八年二月六日農林省告示第百四十七号、昭和四十七年十二月五日農林省告示第二千二百九十号

二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十四年六月二十五日農林水産省告示第八百八十六号、昭和五十四年二月十六日農林水産省告示第二百二十五号、昭和五十三年三月二十八日農林省告示第三百五十四号、昭和五十二年七月二十二日農林省告示第七百十八号（二に係るものに限る。）